

令和3年度

# 屋久島町会計年度任用職員募集要項

【社会教育課】

## 1 受付期間

令和3年5月10日（月）～令和3年5月17日（月）※土日、祝日を除く。郵送の場合は必着です。

## 2 募集人数及び職務内容

職 種	募集 人数	主な職務内容
発掘調査作業補助員	6人程度	楠川城跡発掘調査

## 3 勤務条件

任用期間	令和3年5月25日～令和3年7月16日（予定）
勤務日	月10～14日程度（月曜日～金曜日） 合格者数によっては日数調整をします。
勤務時間	8：30～17：15 ※休憩時間60分〔12：00～13：00〕あります。
休日	週休日：土曜日及び日曜日 国民の祝日
勤務場所	楠川城跡
報酬	日額6,576円（時給848円） 勤務日数に応じて支払います。 雨天時等職員が中止と判断した日の出勤はありません。
諸手当	通勤費 ※自宅から楠川城跡を基本区間として通勤距離に応じて支給します。
社会保険等	適用なし
災害補償	公務災害補償制度が適用されます。
服 務	会計年度任用職員は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。ただし、営利企業への従事等の制限については、制限はありませんが許可を得る必要があります。
そ の 他	・給与等支給日 毎月10日 ・人事評価あり

## 4 受験資格

地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方の受験はできません。

- ・禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・屋久島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その団体を結成し、又はこれに加入した人

※地方公務員法が改正された場合は、その定めるところによります。

※外国籍の方も受験できます。ただし、合格した場合でも、任用日において就労が制限される在留資格の方は任用されません。

## 5 試験方法

面接日	書類選考、個別面接（応募者多数の場合のみ） 事前に書類選考を行い、勤務条件と合致した方にのみ、面接日時等を連絡します。
試験内容	主として識見、職務適正、コミュニケーション能力等を評価します。

## 6 面接及び合格発表の日時・場所

面接日	実施する場合は5月18日（火）に詳細を連絡します。
面接場所	屋久島町役場 本庁舎
合格発表	合格者が決定次第、速やかに通知します。 ※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

## 7 応募の方法

提出書類	本町指定の申込書又は市販の履歴書（3か月以内の顔写真の貼付が必須） ※申込書は、役場本庁の担当課と各出張所で配付します。また町ホームページからもダウンロードできます。 ※市販の履歴書にて申し込む場合は、希望する職種を書面に記入しておいてください。
提出期間	令和3年5月10日（月）～令和3年5月17日（月）の間
提出方法	以下のいずれかによる。 ①役場本庁、各出張所に持参する。 ②郵送する。（郵送の場合は、提出期間内に必着とする。） ③メールによる提出 記入した申込書又は履歴書をPDF（カラー）に加工したもの
申込先	【郵送の場合】 〒891-4292 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 屋久島町教育委員会教育振興課 社会教育係 宛て 【メールの場合】 syakaikyoiiku@town.yakushima.kagoshima.jp

## 8 個人情報の取り扱いについて

申込書及び履歴書に記載された個人情報については、屋久島町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

## 9 申込から採用まで

①申込書又は履歴書を提出 ⇒⇒ ②受付期間終了後、書類選考を行い、募集条件と合致した方のみ面接日時等を連絡（応募者多数の場合のみ） ⇒⇒ ③所属長等による面接試験を実施 ⇒⇒ ④合格発表後に採用となった場合、指定された初日に「任用通知書」を交付し、勤務開始となる。

- ・採用は、令和3年5月25日の予定です。
- ・合格発表後、受験資格のないこと又は申込書・履歴書の記載事項が正しくないことが判明した場合または任命権者が不相当と認めた場合に合格を取り消すことがあります。
- ・地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度職員として正式採用となります。

### 【問い合わせ先】

屋久島町教育委員会 社会教育課 社会教育係

〒891-4292

熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

TEL 0997-43-5900（内線317）

FAX 0997-43-5905